

令和 5 年 第 1 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 1 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

令和5年第1回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年1月20日(金) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡森 喜与一

2 番 山本 長栄

3 番 松ノ木 睦男

4 番 新田 善男

5 番 舛澤 誠一

6 番 細川 仁

7 番 堂屋 剛

8 番 木村 正美

9 番 山崎 忍

10 番 八丁野 よし子

11 番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫石 藤村 博志

雫石 福崎 公博

雫石 徳田 雅博

御所 吉田 光彦

御所 米澤 晃

御所 川口 英敏

御所 細川 健一

西山 高橋 浩之

西山 山田 裕明

西山 松本 光正

御明神 伊藤 庄一

御明神 南野 久晃

御明神 木村 久雄

御明神 夷森 和人

御明神 砂壁 純也

4 欠席した委員

推進委員 西山 柿木 一明

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6号の規定による届出について

報告第3号 農地の使用貸借契約変更に関する届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第3号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 川村 佳樹

開会時間 午後1時55分

議 長

只今から令和5年第1回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席議員は農業委員11名、推進委員15名、計26名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達して
おりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

上村局長

(資料に基づき説明)

議 長

事務局より報告がありました、確認したい事などはございませんか。

(なし)

議 長

なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の
規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会議録署名人には5番、舛澤誠一委員、6番、細川
仁委員、書記には事務局の高橋係長、川村主任を指名いたします。
次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、表のとおり
6件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、表の
とおり2件提出がありました。解約の理由ですが、1番、2番とも、第
3者と貸借するため賃貸借契約が解約されたもので、関連する案件をこ
のあと議案第2号の農用地利用集積計画でご審議いただきます。
報告第3号、農地の使用貸借契約変更に関する届出について、表のと
おり1件提出があり、こちらは農業者年金を継続して受給するため使用
貸借期間を10年延長するものです。

議 長

事務局から報告がありました、これに質問などございませんか。

(なし)

議 長

なければ報告第1号～第3号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対す
る可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任

《番号1 議案朗読》

申請事由は、貸付人が規模を縮小することから、昔からの知人であった借受人に相談し貸借することになったものです。貸借総額は231,570円で10a当り10,000円になります。

《番号2 議案朗読》

申請事由は、譲受人は認定新規就農者で現在の耕作者となりますが、新規就農の営農計画の中で5年で農地の所有権の移転を計画しているため、贈与するものです。今回は2回目で、残りは3回に分けて贈与する予定です。

《番号3 議案朗読》

申請事由は、農業者年金継続受給のため使用貸借を更新しようとするものです。

《番号4 議案朗読》

申請事由は、農業者年金継続受給のため使用貸借を更新しようとするものです。

以上4件について、総会資料の12～13ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。始めに、番号1を4番、新田委員にお願いいたします。

4番 新田委員

1月13日、私、坂下委員、福崎推進委員、夷森推進委員の2班4名と事務局で現地を確認して来ました。

現地を確認したところ、参考資料の9～10ページのとおり積雪により詳細までは確認できませんでしたが、昨年まで所有者の田村さんが水稻を作付けされていたとのことで、貸借後も引き続き水稻を作付けする計画であることから、問題ないと思われます。

議長

次に、番号2を11番、坂下委員にお願いいたします。

11番 坂下委員

こちらは積雪により現地まで確認に行けませんが、参考資料の13ページの航空写真と事務局の説明により確認し、番号1と同様に今年まで水稻の作付けがされていたとのことで、贈与後も引き続き水稻を作付けする計画であることから、問題ないと思われます。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに、利用権設定の番号5と6を除き、事務局の説明を求めます。

川村主任 始めに、売買による所有権移転について説明いたします。
《番号1 議案朗読》
次に、貸し借りによる利用権設定について説明いたします。
《番号1～4、7～10 議案朗読》
案件は全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は、利用権設定の番号5と6を除き、原案のとおり決定いたしました。
次に、利用権設定の番号5と6を審議いたします。本案は、3番、松ノ木委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(松ノ木委員 退席)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

川村主任 《番号5～6 議案朗読》
 案件は全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

 (なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第2号、利用権設定の番号5と6は、原案のとおり決定いたしました。

 (松ノ木委員 着席)

議 長 次に、議案第3号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。

 本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに、番号3を除き、事務局の説明を求めます。

川村主任 本案は、昨年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査及び農地有効利用検討会において図面や写真等を再確認し「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、非農地判断の可否をお諮りするものです。利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

 《番号1～2 議案朗読》

以上、2件、計8筆について、農地の状況は議案書の調査内容に記載のとおりであったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員 これまで非農地判定の際に、現地写真を添付していたと記憶していますが、先月まで付けていませんでしたか。

川村主任 先月も写真は付けませんでした。7月の農地有効利用検討会で、各班の委員に写真や図面で確認してもらい、その班の皆さんに責任を持って非農地と判定して頂いているものですし、現地には事務局も同行し、基準に該当しているか確認しながら判定を行いましたので、総会には写真を添付しませんでした。

上村事務局長 昨年度までは添付していましたが、今年度から省略しました。理由として、事務量、紙代が膨大になる事と、先程、担当から説明があったとおり、各班で責任を持って非農地と判断された所ですので、今後も現地写真は添付しない事でご理解頂きたいと思います。

議 長 他にございませんか。なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第3号は、番号3を除き、原案のとおり決定いたしました。

次に番号3を審議いたします。本案は3番、松ノ木委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(松ノ木委員 退席)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

川村主任 《番号3 議案朗読》
本案についても、農地の状況は議案書の調査内容に記載のとおりであったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

会 長 全員挙手ですので、議案第3号の番号3は原案のとおり決定いたしました。

(松ノ木委員 着席)

会 長 次に、議案第4号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 令和元年10月に農業委員会会長が農地転用に関わる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことから、同年11月に開催された全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認しており、この申し合わせ決議に則り、農業委員会において年1回以上同様の取り組みを実施するよう要請があったことから、当町においても綱紀保持徹底のため決議を行うものです。

《議案朗読》

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

伊藤 推進委員 この議案は委員全員に関係する事なので、推進委員も採決に入るべきでは。

上村事務局長 只今のご意見について、推進委員には議決権がありませんので、採決の数には含まれませんが、ご指摘のとおり、委員全員に関わる事ですので、推進委員の皆さんも採決に加わって頂きたいと思います。

議 長 それでは採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」(推進委員も全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で議事は全て終了しましたので、これを持ちまして本日の総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時30分

以上が令和5年1月20日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 5 年 1 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 5 番

6 番
